

墨田区介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月17日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第18号

## 墨田区介護保険条例の一部を改正する条例

墨田区介護保険条例（平成12年墨田区条例第40号）の一部を次のように改正する。

第10条各号列記以外の部分中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第1号中「3万2,850円」を「3万2,400円」に改め、同条第2号中「3万2,850円」を「4万500円」に改め、同条第3号中「4万9,275円」を「4万8,600円」に改め、同条第4号中「6万5,700円」を「5万6,700円」に改め、同条第12号中「18万3,960円」を「18万1,440円」に改め、同号を同条第13号とし、同条第11号中「16万7,535円」を「16万5,240円」に改め、同号を同条第12号とし、同条第10号中「15万1,110円」を「14万9,040円」に改め、同号を同条第11号とし、同条第9号中「12万1,545円」を「11万9,880円」に改め、同号イ中「第11号イ」を「第12号イ」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号中「10万8,405円」を「10万6,920円」に改め、同号イ中「第10号イ又は第11号イ」を「第11号イ又は第12号イ」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号中「9万8,550円」を「9万7,200円」に改め、同号イ中「第9号イ、第10号イ又は第11号イ」を「第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号中「8万2,125円」を「8万1,000円」に改め、同号イ中「第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イ」を「第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「7万3,912円」を「7万2,900円」に改め、同号イ中「第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イ」を「第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 6万4,800円

第14条第3項中「八」を「二」に、「、第10条第5号イ、第6号イ」を「若しくは第5号ロ又は第10条第6号イ」に、「又は第11号イ」を「、第11号イ若しくは第12号イ」に、「第4号まで及び第10条第5号から第11号」を「第5号ま

で及び第10条第6号から第12号」に改める。

第21条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する提出期限までに減免の申請をすることができないやむを得ない事情があると区長が認めるときは、当該期限が経過した後においても減免の申請をすることができる。

付則に次の1条を加える。

(改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

第10条 法第115条の4第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間を行わず、同日の翌日から行うものとする。

付 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度までの保険料率については、なお従前の例による。